

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和7年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務
③システムの名称	・国民年金システム ・可搬型窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課保険年金係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部市民課保険年金係 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か []	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム入力及び通知書等の発送では、特定個人情報の取扱いに手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「安来市情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本市の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 生和由里子	保険年金課長 武藤伊津子	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2016/4/1	2018/3/1	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2016/4/1	2018/3/1	事後	
平成30年4月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 武藤伊津子	保険年金課長 原 みゆき	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 原 みゆき	課長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2018/3/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2018/3/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 市民生活部保険年金課 電話:0854-23-3084	市民生活部保険年金課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・国民年金システム	・国民年金システム ・可搬型窓口装置	事後	
令和5年8月15日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民生活部保険年金課	市民生活部市民課保険年金係	事後	
令和5年8月15日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部保険年金課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	市民生活部市民課保険年金係 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	事後	
令和6年7月10日	I 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第31項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
令和6年7月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2021/3/31	2024/3/31	事後	
令和6年7月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2021/3/31	2024/3/31	事後	
令和6年8月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	国民年金法に基づき、国民年金及び年金生活者支援給付金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	事後	
令和6年8月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法的上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表46、128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	事後	
令和6年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金及び年金生活者支援給付金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する事務の評価書を新たに作成し、国民年金事務からその部分を削除した。
令和6年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法的上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表46、128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する事務の評価書を新たに作成し、国民年金事務からその部分を削除した。
令和7年7月22日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月22日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月22日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設項目)	十分である	事後	
令和7年7月22日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 当該対策は十分か	(新設項目)	システム入力及び通知書等の発送では、特定個人情報の取扱いに手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	
令和7年7月22日	IVリスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設項目)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年7月22日	IVリスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策 【再掲】当該対策は十分か	(新設項目)	十分である	事後	
令和7年7月22日	IVリスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策 【再掲】 判断の根拠	(新設項目)	「安来市情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本市の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	